



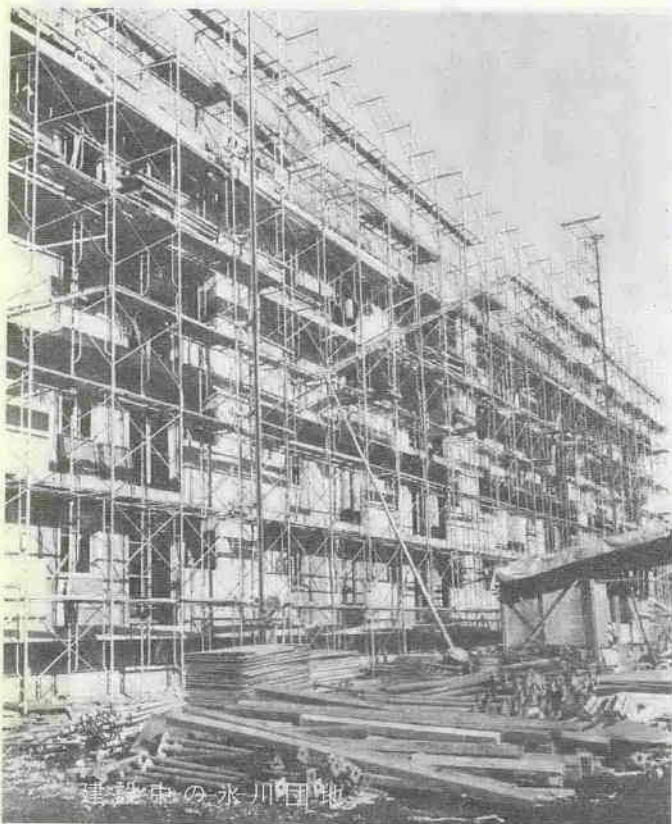
広報

# 川越

—No. 352—

## 2月10日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492) 24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画部企画課



建設中の氷川団地

一〇二へお尋ねください。

### 月収の算出方法(別表)

- 事業所得者の場合  
 $(\text{必要経費控除後の年収金額}) \times \frac{1}{12} - (10,000 \text{円} \times \text{扶養親族数}) = \text{月収}$
- 給与所得者の場合  
 $(\text{給与所得控除後の年収金額}) \times \frac{1}{12} - (10,000 \text{円} \times \text{扶養親族数}) = \text{月収}$
- 入居資格収入基準額早見表(給与所得者の場合)  
 1人で働いている場合の年総収入額(給与所得控除を行う前の金額)  
 年収( )内月収、単位：円

扶養親族	0人	1人	2人	3人	4人
収入基準					
30,000円をこえ	1,031,999	1,181,999	1,331,999	1,481,999	1,631,999
58,000円以下	(85,999)	(98,499)	(110,999)	(123,499)	(135,999)

## 市営住宅の入居者募集

# 寿・氷川団地の65戸

### 入居は5月中の予定

市では、四十八年度新築の市営住宅(第一種中層耐火構造五階建)の入居者を募集します。募集戸数は寿団地(寿町二丁目二六〇三)三十戸と氷川団地(仙波町四丁目二〇一)三十五戸の合計六十五戸で、間取りは六畳(押入付)、六畳、板の間、ダイニングキッチン、浴室、便所、物置付です。家賃は二万二千円〜二万三千円の間に、入居は五月中の予定です。

### 申込みの資格

川越市内に住所または勤務場所がある方で、現に同居または同居しようとする親族があり、住宅に困窮していることが明らかでなければなりません。また、申込者および同居しようとする親族の月収合計が、次の算出方法により三万円をこえ五万八千円以下であることが必要です。

### 申込み手続き

月収の算出方法は、別表のとおりです。  
 二月十五日(金)から二十八日(木)まで、市役所建築課(三階)と市民サービス部(二階)、各出張所で申込書を交付します。  
 申込書の受け付けは、三月十一日(月)、十二日(火)の二日間、午前九時から午後四時まで市役所五階A会議室で行います。

### 抽せん 入居者を決定

入居申込みが募集戸数をこえる場合は、抽せんによって入居者を決定します。

抽せんは三月二十二日(金)午前十時から市役所五階A会議室で行います。

※このほかくわしいことは市役所建築課(☎24-188(一)内線三七)へお尋ねください。



## 主な内容

- 市営住宅入居者募集、納期のご案内 …… 1 P
- ごみ追放に推進協議会が発足、開発許可等の申請手数料が変更、老齢特別給付金の申請、国民年金保険料引上げに …… 2 P
- 児童手当支給範囲拡大、所得税確定申告、再開された5年年金に加入を …… 3 P
- 霞ヶ関団地内15区画を土地分譲、育英資金を貸与、交通指導員を増員ほか …… 4 P
- 歳末たすけあい運動総額7百万円に、水洗化区域が拡大、同和対策審議会委員決るほか …… 5 P
- 第3回川越市公民館大会、中央公民館の成人学校、婦人学級、第21回文化財めぐり、種痘接種の日程、広報協力員募集ほか …… 6~7 P
- 川越の歴史③、ぼくらの作文、愛のプレゼント、句会だより …… 8 P

## 納期のご案内

※今月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です  
 ※2月末日までに、忘れず納めましょう。



### ごみ追放に

## 推進協議会が発足

### みんなが協力しよう

私たちの生活の中で、ごみは生産、流通、消費のいずれの過程からも排出されています。そして大量生産、大量消費の経済構造、使い捨ての社会意識などを背景にして、ごみの量はますます多くなり、しかも多様化しその適正な処理は都市の緊急課題となっています。

そこで、このように深刻化するごみ問題に対処するため、昨年十一月に市と産業界、市民が一体となった「川越市ごみ追放推進協議会」(会長 加藤市長)が発足しました。

この会は、市議会、商工団体、市民団体、資源回収業者、市など各界を代表する四十人の委員で構成します。

推進協議会の基本的な方針としては、

- ▽ごみの排出量をできる限り抑えるため生産、流通、消費の各過程で、減量運動を推進する。
- ▽秩序ある責任体制のもとに効果的な処理ができるよう、協力的な取り組みを推進する。



### 実践団体に助成 再利用を考えよう

これらごみ問題を解決するためには、処理施設の拡充や技術の開発など自治体と事業者の協力はもちろん、生活に密着した市民一人一人の努力と地域的な協力的体制の確立が大切である。

そこで推進協議会では、ごみ追放のための実践活動団体に対し助成し、これを強く推進することになりました。また、この運動をすすめるに当りみなさんほどのよう

民の実践活動が盛り上がるよう、PR活動を行う。

などとなっていきます。

### 開発許可等の申請手数料が変更

市街化区域内の面積が一平方メートル以上の開発行為や市街化調整区域内に建物を建てる場合(既存権利届出受理による建物、農家の二・三分家住宅などは、建築基準法による建築確認申請の手續きのほか、開発許可、建築許可等を受けなければなりません。

二月一日からこれらの申請手数料が、一件につきそれぞれ次のように変更しましたのでお知らせします。(内は従来のものです)

- ▽開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のもの。
  - 自己用 二六千円(三千円)
  - 非自己用 三万三千元(一万五千元)
- 自己用 二万四千元(二万四千元)
- 非自己用 二万四千元(二万四千元)

以上、川越市長が許可するもの一部についてです。このほかの市長が許可するものおよび県知事が許可するもの(開発面積が〇・二ヘクタールを超えるもの)についても、申請手数料が変更になっていますから、くわしいことは市役所開発課へお尋ねください。

### お済みですか 老齢特別給付金の申請

昨年十二月から老齢特別給付金の申請を受けています。まだ申請をしていない方は印鑑をお持ちになって、本庁管内は保険年金課出張所管内は各出張所の窓口へおいでください。

該当者は明治三十七年一月二日から同三十九年四月一日までに生まれた方です。給付金は、

- 国民年金などの給付に必要な費用は、保険料と国庫負担金でまかなわれています。
- 昨年九月に年金法が改正され、これに伴って本年一月から年金額から年金額と保険料が引上げになりました。今回引上げになった保険料(一カ月分)は、次のとおりです。
- ▽一般保険料 九百円(従来五百五十円)
- ▽附加年金(所得比例) 四百円(従来三百五十円)
- ▽五年年金 九百円(従来七百五十円)

### 国民年金保険料 一月から引上げに

昨年十月から開始された五年年金(再開)の加入受付期間は、本年三月三十一日までとなっています。加入できる資格があつてまだ手續きをしていない方は、早めに市役所保険年金課出張所の窓口で加入手續きをしてください。

ここで再開の五年年金に加入できるのは、明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた日本国民で、現在厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入していない方、またはどの年金制度からも老齢年金、通算老齢年金などを受けられない方です。保険料は一月九百円で、年金額は九万六千円(月額八千円)支給されます。

### 四月からさらに拡大

## 児童手当の支給配圏

児童手当の支給配圏が、四月からさらに拡大になります。

従来は三人目以降に十歳未満の児童がいる場合ですが、これが四月一日現在で十八歳未満の児童を三人以上養育している、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童に拡大されます。

四月から該当する方および現在該当している方で、申請が済んでいない方は手續きをしてください。なお、養育者の所得制限があります。

児童手当の額は、従来と同様当該児童一人につき月額三千円です。ただし盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する児童や就学義務を免除または猶予されている児童は、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれますので、次のような場合は手当が支給されます。

- ① 児童が十七歳(中学卒業)、十六歳(義務教育終了前)、十五歳(中学卒業)の場合も手当を受けられます。
- ② 請求者名義の預金通帳
- ③ 所得制限なくくいことは、市役所社会課(☎241881)に

### 新該当者の申請は 3月30日までに

支給配圏の拡大に伴い、四月から手当を受けられる方の申請受付は、三月三十日(土)までです。この期間を過ぎると、手当の支給開始が、申請した月の翌月からとなります。

申請の際は、次のものをお持ちになって市役所社会課へおいでください。

- ① 印かん、② 健康保険証、③ 請求者の年金手帳、④ 証書またはその写し、⑤ 請求者名義の預金通帳

※所得制限なくくいことは、市役所社会課(☎241881)に

内線二九一〇二へお尋ねください。

### 物価抑制特別貯蓄運動

49年1月—3月

## “貯蓄で守ろうわれらの暮らし”

■ 埼玉県貯蓄推進委員会 ■

### 五年年金(再開)に加入しましょう

昨年の十月から開始された五年年金(再開)の加入受付期間は、本年三月三十一日までとなっています。加入できる資格があつてまだ手續きをしていない方は、早めに市役所保険年金課出張所の窓口で加入手續きをしてください。

ここで再開の五年年金に加入できるのは、明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた日本国民で、現在厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入していない方、またはどの年金制度からも老齢年金、通算老齢年金などを受けられない方です。保険料は一月九百円で、年金額は九万六千円(月額八千円)支給されます。

### 申告をすれば税金がもどる

確定申告をしなくてもよい人でも税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告書を提出することができます。次のいずれかに該当する人は、税金が納め過ぎになっていないかどうか確かめてください。

- ① 四十八年中の所得が少ない人で、利子所得や配当所得などがある人
- ② 給与所得者で雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人
- ③ 四十八年中の途中で退職した後無職だった人で、年末調整を受けなかった人

### 前年と変わった点

1、川越税務署では、四十八年分の確定申告から電子計算処理になりますので、申告書の記載にあつては次の事項にご注意ください。

- ① お送りした申告書を使用してください。
- ② 控用に下書きした後、提出用に記入ください。提出用は②の二枚になっていますが、二枚とも提出してください。
- ③ 氏名のフリガナを忘れずに記入してください。
- ④ 分離課税とされる土地や建物などの譲渡所得のある人は、四十八年分から分離課税の申告書を

### 申告をしなければならぬ

1、事業所得や不動産所得などがある人で、四十八年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間に得た各種の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い人

2、給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人

- ① 給与の収入額が五百万円をこえる人
- ② 給与以外の各種所得金額の合計額が十万円をこえる人
- ③ 給与を一方所以上から受けている人
- ④ 同族会社の役員や親族などで、その法人から給与のほかに店舗・工場などの賃料等の支払いを受けている人
- ⑤ 資産所得があつて合算課税の適用を受ける人

## 所得税の確定申告

### 記入にはとくに注意

### 今年から電子計算処理に

※上記五年年金(再開)に加入の受付期間が3月31日までとなっていますが、日曜日のため4月1日まで受け付けます。



第三回公民館大会「公民館まつり」のプログラムです。お誘合せしお出かけください。

■開会行事

式典と講演。十日、午前十時（講演の内容は次号でお知らせします）。

■市文化財かるた会

小学生、中・高校生、一般の部に分けて。十日、午後一時〜四時。参加無料。

■公民館活動発表会

民謡・民踊、詩吟、コーラスギターほか。十日、午前十一時〜正午。

しょうをテーマに  
「まつり」  
公民館大会

社会教育・生涯教育を担う公民館活動は、つねに人と人との関係を強調しながら、みなさんとともに歩んでいます。これからも積極的にご参加、ご支援をお願いいたします。

——中央公民館  
市公民館連絡協議会

■模擬売店

暖かいおしるこ、熱いコーヒー、紅茶、田舎の味みそおでん

■竹とんぼづくり実習

小学校三年生以上。十日、午後一時〜二時三十分の二回。各三十人。材料費五十円。

■壮年体力テスト

三十歳以上の方。反復横とび、垂直とび、握力、ジグザグドリブル、急歩。十日、午後一時〜参加無料。

■講習会受講者作品展

絵画、書、華、手芸ほか。十日、十一日とも、午前九時〜午後四時三十分。即売も。

人間関係を大切に  
「公民館」  
第3回川越市

豊かな生活とは何か、人間の幸福とは何かが改めて問われています。そこで、第3回市公民館大会は「人間関係を大切にしよう」をテーマにしました。

3月10・11日——  
主催：市教育委員会

■指圧と健康相談

あなたのからだに自信をもちましょう。あわせて筋肉をもみほぐす指圧の指導も。十一日、午後一時〜四時。

■消費者展

消費者は知らされていないか、値段はどうつけられるのかなどくらしのチエと設計を考える上に。十日と十一日、午前九時〜午後四時三十分。

■はり絵講習

十一日、午前の部〓九時三十分〜、午後の部〓一時三十分〜各三十人。材料費四百円。

■盆栽相談

剪定、肥培、植えかえなどのこと。その場でできるものは実費で手入れも。十二日、午前十一時〜午後四時。

おしらせ

48年度下期 — 種痘接種の日程がきました

今回は、昭和47年7月1日から同年12月31日までに生まれたお子さんが対象になっています。この方々には、追って問診票をお送りします。所要欄を記入して、当日会場へお持ちください。費用は無料です。

接種日	検診日	時間	会場
3.4 (月)	3.11 (月)	午後 1.30~2.30	芳野公民館 山田公民館 古谷公民館 南古谷出張所
5 (火)	12 (火)	1.30~2.30	藤間南町集会所 福原公民館
6 (水)	13 (水)	1.30~3.00	大東公民館 仙波小学校
7 (木)	14 (木)	1.30~3.00 1.30~2.10 2.20~3.00	高階公民館 小堤後集会所 名細公民館
8 (金)	15 (金)	1.30~2.30 1.30~3.00	霞ヶ関公民館 月越小学校
9 (土)	16 (土)	1.30~3.00	霞ヶ関北公民館 川越小学校 中央小学校
18 (月)	23 (土)	1.30~2.30 1.30~3.00	寺尾公民館 南公民館

満で前回のときに接種をしなかった方は、当日体温を計って会場へお出でください。〇…種痘を受けるのに不適当と思われる疾病、疾患のある方、特異体質の方などは、あらかじめかかりつけの医師にご相談ください。〇…BCG、小児マヒ、はしかの予防接種をうけて1ヵ月以内のとき、また、種痘接種後1ヵ月以内はBCG、小児マヒ、はしかの予防接種はできませんのでご注意ください。\*お問合せは、衛生課予防係（☎24-8811、内線253-4）へ。

物資納入業者登録申請受付  
学校給食センター

市立学校給食センター（第1=今成691、☎23-0891~2、第2=寿町2-296、☎44-0980）では、49年度給食用物資納入業者の指定を行うため、次のように登録申請を受付けます。受付期間…2月25日から3月10日まで。提出書類…登録申請書、営業概要調査書、納税証明書（以上の書類はセンターにあります）、食品衛生監視表、従業員検便成績表、営業経歴書。選定基準…立地条件、経営規模、衛生状況供給配送能力、信用状態。

\*くわしいことは、市立学校給食センターにお尋ねください。

市の農用地利用計画案縦覧  
農務課土地改良係

市では、農業振興地域整備計画に関する法律に従って、市の農用地利用計画案を「川越市農業振興地域整備促進協議会」に諮問、その答申にもとずき、市役所3階の農務課で2月25日まで同計画案の縦覧をしています。

なお、土地の権利者でこの計画案に対して異議ある場合は、2月26日から3月12日までの間に、農務課に用意してある所定の用紙によって申出てください。

食品関係営業者のための講習会  
川越保健所の主催で

〇…2月20日（水）と25日（月）、両日とも、午前9時〜正午、午後1時〜3時。（同じ内容で計4回開きますから、ご都合のつく日時を選んでその1回を受講してください。会場は、市民会館大ホール。〇…受講料800円。受講者には、修了証、手帳、標示板等が渡されます。\*くわしいことは、川越保健所食品衛生課（☎24-0380）にお問合せを。

おしらせ

3つの講座相次いで開講

心理学コース  
（婦人学級）

期間…2月21日から3月14日まで毎週木曜日と3月22日金曜日、計5回。午前10時から正午まで。会場…中央公民館講座室。

内容…子どもの心理、性格、適応・不適応、現代の子どもをめぐる問題など、子どもは現代の生活環境の中でどのような発達をしているか、成長してゆく過程で母親はどのように子どもをみつめていったらよいかなどを勉強してみましよう。講師は、杉浦 宏・北里大教授。申込…2月15日から受付けます。参加費300円を添えて中央公民館まで。申込順に45人でしめきります。

生活と法律コース  
（成人学校）

期間…2月21日から3月14日まで毎週木曜日と3月22日金曜日、計5回。午後6時30分から8時30分まで。会場…中央公民館講座室。

内容…税金について、契約について、交通事故について、それぞれ専門の税理士弁護士、相談員の方がわかりやすく解説

中央公民館

法によって生活がどのように守られているかを勉強してみましよう。

申込…2月15日から受付けます。参加費300円を添えて中央公民館まで。申込順に45人でしめきります。

哲学入門コース  
（成人学校）

期間…2月26日から3月26日まで毎週火曜日、計5回。午後6時30分から8時30分。会場…中央公民館講座室。

内容…哲学とは何か、時間性と歴史性、死と超越、心の通いと愛の孤独についてなど、私たちがつねに直面する問題を通して人間を勉強してみましよう。講師は平野 耿・東洋大教授。申込…2月15日から受付けます。参加費300円を添えて中央公民館まで。申込順に45人でしめきります。

\*電話での申込みはご遠慮願います。  
\*くわしいことは、中央公民館（三久保町18-3、☎22-1394）にお問合せを。

月例話し方勉強会2月の例会

南公民館  
日時…2月19日（火）、午後6時30分〜8時30分。

会場…南公民館（脇田本町1-2、☎43-0038）。テーマ…「より効果をあげるための話し方」—指導は言論科学研究所員。申込…あらかじめ電話で南公民館へお申出ください。なお、参加費100円、当日会場で申受けます。

と き…2月28日（木）、午前9時、市民会館前出発。市マイクロバス利用。小雨決行。  
コース…菖蒲のフジ（菖蒲町）→足利持氏供養塔（騎西町）→浮野とその植物（加須市）→銅製蓬萊文鏡（鷲宮町）→足利政氏館跡と墓（久喜市）。

第21回 文化財めぐり

定員…50人（初参加の方を優先）。  
申込…2月19日から21日までに、市教委社会教育課（☎24-8811、内線312）まで。  
\*費用は無料ですが、拝観料（100円前後）は負担していただきます。なお、昼食は各自ご持参ください。  
〔次回は、3月下旬を予定しています〕

『広報協力員』募集

従来の連絡員制度を3月いっぱいまで廃止し、代って4月から広報協力員制度を採用することにします。積極的・永続的にご協力いただける方を次のように募集します

■募集人員	・30人から40人ぐらい
■応募資格	・市内在住の健康な方
■担当区域	・本庁管内1千世帯、出張所管内7百世帯を基準に区域を指定します
■業務内容	・広報川越（10日・25日発行）、チラシの配布、年1〜2回のアンケート調査を担当していただきます
■報酬等	・1世帯につき1ヵ月17円（1千世帯の場合1万7千円になります）
■受付	・2月末日までに、市役所4階の広報係までお出でください

くわしいことは、企画課広報係（☎24-8811、内線433）にお問合せください

地区公民館の行事

菊花講座	名細公民館	2月15日午後7時
盆栽講座	"	2月20日、3月6日、20日午後7時
草花講座	下広谷南公民館	2月16日、3月10日午後1時半、3月30日午後7時
囲碁・将棋大会	高階公民館	2月24日午前9時、自由参加
分館対抗ママさんバレーボール大会	山田小・中体育館	3月24日

お問合せ、お申込みはそれぞれの主催館へ

—水道メーターの委託検針員募集—

募集人員は若干名  
委託手数料は、検針1件につき22円  
ほかに、6月と12月には期末報償金があります

ご希望の方はお早めにお申出ください  
水道部料金課（24-8811、内線213）

# ぼくらの作文



ぼくたち五年生は一月十一日より三日間学校の屋上で星の観測をしました。五年生は三クラスあるので、一クラス一日づつ希望者が集まって先生に教えていただきました。一月十一日はぼくたちの日です。学校から帰り、夕食のお弁当をつくってもらって、友だちと二人で夕方五時ごろ学校に着きました。教室につくと、めいめいお弁当を食べました。夕食を食べ終わると外はすっかり真っくらになり、空を見上げると、もう星が見えはじめていました。先生がセツトした望遠鏡で一列にならんで見るわけですが、目的は、火星、金

## 天体観測教室

大東西小五年 山下弘之

ぼくはついに見ました。じつと目をこらして見ると、土星がはつきり見え、しかも土星の輪も見えました。見おわってからうれしくて、うれしくてみんなとびあがって、よろこびました。他に先生方が何人もいらしていましたが、見た先生方はみな笑顔をしていました。そのつきに

以前、木星には「月がたくさんある」というのを本で読んだことがあるので、わくわくしていました。実さいに見たとき木星を中心にして直線に小さい月が四個ぐらい点のようにならんでました。そこが木星のおもしろいところだと思いました。次は火星です。火星は肉眼で見ました。真上の空に赤いひかっていた。最後は星座の勉強でした。西北の空に光っている白鳥座のデネブ、おりひめ、ひこぼし、真上の空にカシオペア。東の空にオリオン、二子座、おうし座、シリウスなど北斗七星はまだ地平線にすれすれの所にあり、よくわかりませんでした。

眼で見ました。真上の空に赤いひかっていた。最後は星座の勉強でした。西北の空に光っている白鳥座のデネブ、おりひめ、ひこぼし、真上の空にカシオペア。東の空にオリオン、二子座、おうし座、シリウスなど北斗七星はまだ地平線にすれすれの所にあり、よくわかりませんでした。

## 川越の歴史



大仙波堀之内には「御陣城」という屋号で知られる仙波の旧家原正二郎氏の家(仙波町三二七)があります。原氏の先祖原準人は甲斐の武田家の家臣でしたが、天正十年(一五八二)主家の滅亡によつて一族とともに仙波へ逃れてきて土着したことが中院の過去帳に記載されており、また勝守市史編さん委員の「大導師家譜」等の研究によつて実証されました。したがって御陣城は仙波氏館とは直接関係はありません。

次に仙波庄の範囲はどこまであったのか。新編武蔵風土記稿によつて仙波庄、仙波郷という呼称を抽出してみると、次の各村々です。小仙波、古市場、寺尾、藤間、砂、扇河岸、上・下新河岸、牛子(以上川越市)、亀久保、大井、苗間、鶴岡(以上夫井町)、北永井、針ヶ谷、竹間沢、藤久保(以上三芳町)、水子、勝瀬、鶴間(以上富士見市)、駒林、福岡、福岡新田、大久保、川崎(以上上福岡市)、宗岡(志木市)、以上のように入間郡の南部二十六カ村にわたっており

## 仙波庄の範囲と呼称 — 今後の研究に期待 —

鎌倉時代からの呼称かどうか疑問です。大仙波村は仙波庄ではなく「山田庄三芳野里」となっている。村名に仙波の文字を使っている場所が仙波庄と呼ばれていないのを見ても、右の史料をそのまま使うことには無理があると思えます。しかし現在のところ右の史料以外に「仙波庄」と書かれた史料は見えておりません。永川女体神社の大般若経は以前に述べたとおり南北朝時代の史料ですが「仙波中院」として保存されています。いつかお役にたつこともあると思います。

河越庄や古尾谷庄については、確実な史料によつて呼称がたしかめられるのですが、仙波庄については、右に述べたように確かな史料が見えられておりません。これを説明するためには、考古学の研究成果もとり入れながら、仙波地域の所領の存在形態や鎌倉時代から戦国時代に至る星野山無量寿寺(北院・中院・南院)などの盛衰をもっと詳しく調べ



- (社会福祉協議会扱い)
- ▼福祉事業へ
  - ▼二万一千三百四十六円
  - 川越市南台二
  - 一五一一、N
- ▼老人福祉事業へ
  - ▼十万七千五百円
  - 川越市仙波町二一七一九、川越湯けむり会(代表、増田又白さん)
- ▼児童福祉事業へ
  - ▼児童福祉事業へ
  - ▼児童福祉事業へ
  - ▼児童福祉事業へ

## 句会 だより

豆叩く女に重きくるり棒  
山茶花や空のしんまでからりとす  
紫風 北州  
浮くものも沈むものなく冬の川  
はな 敏子  
白鷺が羽根つくろへる冬の川  
ふさ 玲子

独活枯るる花の形をそのままに  
神楽殿朽ちてつつぬけ落葉舞ふ  
アキ 松野  
枯鳥や一点となりて空に翔つ  
▼児童福祉事業へ  
▼二千五百円

昭和三十三年六月十日第三種郵便物認可  
月二回(十日・二十五日)発行(一部四頁)

発行所 川越市役所  
川越市元町一丁目三番地(三三〇)